

障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（抄）

— 昭三五・一二・一一 —
— 政令二一九二 —
最終改正 令元政令二二二

（法第三十八条第一項の政令で定める率）

第二条 法第三十八条第一項の政令で定める率は、百分の二・六とする。ただし、都道府県に置かれる教育委員会その他厚生労働大臣の指定する教育委員会にあつては、百分の二・五とする。

（法第三十八条第四項の政令で定める数）

第五条 法第三十八条第四項の政令で定める数は、二人とする。

（障害者雇用率）

第九条 法第四十三条第二項に規定する障害者雇用率は、百分の二・三とする。

（法第四十三条第六項の政令で定める法人等）

第一〇条の二

2 法第四十三条第六項の政令で定める障害者雇用率は、百分の二・六とする。
